

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本構想

令和5年9月

須坂市

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想目次

まえがき	P 1
第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	P 2
1 今後の農業の基本的な方向	
2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保	
3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保	
4 部門別誘導方向及び地域農業のあり方	
第 2 効率的かつ安定的な農業経営の指標	P 4
1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	
2 農業経営の指標	
第 2 の 2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	P 7
1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	
2 農業経営の指標（新規就農）	
第 3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事業	P 9
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	
2 須坂市が主体的に行う取組	
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	
第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	P 10
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	P 12
1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施に関する事項	
4 利用権設定等促進事業に関する事項	
5 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	

第 6 その他

P 2 2

別紙 1 (第 5 の 4 (1) 関係)

P 2 2

別紙 2 (第 5 の 4 (2) 関係)

P 2 3

まえがき

基本構想の位置づけ

この基本構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号、以下「法」という。）に基づき、長野県が策定した長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を指針に、今後 10 年間を見据えた効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標や農用地の利用集積目標等を定めるもの。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 今後の農業の基本的な方向

須坂市の農業は、降雨量が少ない気候や水はけが良い土壌を活かし、適地適作の推進により、果樹が早い時期から取り組まれブドウ、リンゴ、モモなどの一大産地として、発展してきた。

しかし、本市の基幹的農業従事者（個人経営体）は令和2年（2020年）までの直近5年間で13.7%減少するとともに、65歳以上の割合が、72.7%と全国平均の69.6%を上回るなど、引き続き高齢化や離農が進行している状況である。

このような中、本市農業の持続的な発展に向け、認定農業者等（法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。）戦略を持って経営を展開する中核的経営体を育成し、併せて地域計画の取組みを進めることで、これらの経営体が農地中間管理事業の活用等により地域計画で明確化した地域の将来方針に基づいて農地の集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、地域の農業生産の拡大を図る。

2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業として選択される魅力とやりがいのあるものとなるよう長野県内の他産業従事者と均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を確保・育成するにあたり、その目標値を以下のとおり定める。

主たる従事者1人あたり 年間所得目標：530万円 年間労働時間：2,000時間

家族経営体では、経営主である主たる農業従事者1人に加え家族従事者（補助的従事者）1～2人及び繁忙期の雇用の確保により、1経営体あたり概ね800万円の年間所得を目指すものとする。

ただし、特に不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開する中山間地域等では、1経営体当たりおおむね450万円程度とし、関連事業部門と組み合わせ、年間総所得の確保を目指すものとする。組織経営体では、主たる従事者1人あたりの総支給額について、上記所得目標の実現を目指すものとする。

（2）効率的かつ安定的な農業経営の目標

上記目標水準を満たす農業経営体の育成のため、以下の施策を展開します。

① 須坂市の農業を支える中核的経営体の育成

須坂市はブドウ、リンゴ、モモ、ナシなどの果樹の一大産地を形成してきた。引き続き、果樹を基幹とした地域の特色を活かしながら、ブランド力の向上、経営の拡大や多角化等に取り組み、中核的経営体が主力となる農業構造の構築を目指す。

そのため、アンケートや地図を活用し、地域の話合いによって進める地域計画の策定及び実行に基づく取組みを通じ、中核的経営体や、今後リタイア又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要のある農地など、人と農地を明確に見える化し、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化による経営の効率化を進めるほか、生産性の向上や経営の多角化等による経営発展を一層推進する。

② 中核的経営体を支える雇用人材の安定確保

少子・高齢化が進行する中、中核的経営体が規模拡大を図りながら持続的に経営を進めるためには、省力化・低コスト生産の技術開発・普及を図るとともに、雇用就業者を安定して確保することが必要である。

このため、新規学卒者や高齢者、障がい者、子育て世代など多様な人材の確保・育成に向けた取組みを産地と一体となって複層的に展開する。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が非常に大きいと考えられる。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「効率的かつ安定的な農業経営の目標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模等を勘案し、以下のとおり定める。

主たる従事者 1 人あたり 年間所得目標：250 万円 年間労働時間：2,000 時間

(2) 新規就農者の確保目標

今後も継続して中核的経営体を安定的に確保・育成するため、独立・自営する新規就農者を毎年 15 名確保することを目標として、農業後継者の経営継承や新規参入者の就農を促進する。

4 部門別誘導方向及び地域農業のあり方

(1) 部門別誘導方向

部門別に以下の対応を行うとともに、耕種と畜産の連携、自然の力を活かした環境農業やロボット技術・ICT技術等活用によるスマート農業の推進、機械・施設の共同利用、補助労働力の調整等により、力強い農業構造の構築を進める。

① 普通作物

地域の実情に応じて利用権設定及び農作業受委託の推進等による中核的経営体への利用集積を推進する。

② 露地園芸作物

省力・機械化、新品目・新品種の導入、育苗等部分作業受委託の推進、条件整備と作付けの団地化、雇用労働力の調整とともに多様な需要に対応するマーケットインの生産や販路開拓の推進等を総合的に推進し、中核的経営体を中心とした産地の体質強化を促進する。

③ 施設園芸作物

消費者が求める安全・安心かつこだわりのある畜産物の生産と供給等による畜産物の高付加価値化や、経営の合理化等と併せて、自給飼料の増産と利用拡大による生産コストの低減、家畜にやさしい飼養管理の推進、家畜排せつ物の適正な管理と利用促進等を進め、経営基盤の強化と経営の安定化を図る。

④ 畜産

生産性の高い品目・作型の導入、低コスト省力生産技術・施設の導入、合理的集出荷流通体制の改善、資金と経営管理の改善等を推進し、一層のコスト低減と生産性の向上及び経営の安定化を図る。

(2) 地域農業のあり方

効率的かつ安定的な農業経営を行う中核的経営体が大宗を担う農業構造の構築を目指す一方で、兼業農家や高齢・自給的な農家、土地持ち非農家等農家の階層分化や減少が進行し、担い手が不在となっている地域では、農地利用や良好な農村景観等の維持が困難な状況が顕在化している。

これらの課題に対応するためには、地域計画の取り組みを通じて、中核的経営体となる新規就農者の確保・育成の方針を明確にするほか、集落機能を基礎とした組織的な営農体制や、農業協同組合出資法人との連携を含めた新たな方策を具体化することが必要である。加えて、将来にわたり地域農業を維持・発展させるためには、地域の特性を生かした品目の導入や農産加工・直売の取組等による経営の複合化や多角化により所得確保を目指す、高付加価値化に向けた検討も重要となる。

また、全産業分野で人手不足が顕著になる中、中核的経営体とその他の農業者が営農活動を補完し合う体制づくりとともに、定年退職者や農ある暮らしを志向する者など、多様な担い手の農業への参画等も重要な要素となる。

こうした観点を踏まえ、中山間地域等特に担い手が不足する地域においては、以下の①～③を基本に地域の実情に応じた方向性を定め関係機関が一体となり推進を図るものとする。

- ①中核的経営体を目指す「家族経営体」の確保・育成を進める方向
- ②集落等を基礎とし、地域の多様な農業者が参画し営農活動を行うとともに、農作業受託等を行う「集落営農の組織化」を進める方向
- ③市町村農業公社等の設立や農業協同組合出資による農業法人との連携・協力など、「公的・準公的支援」を通じて農業生産活動を維持する方向

第2 効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項の改善を進めます。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営については法人化を推進します。また、企業的な経営感覚の習得と経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を促進し、トップランナーへの育成を推進する。

特に集落営農組織の育成と法人化を進める場合にあっては、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制を確立する。その上で、制度資金の活用、資本装備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、各種の経営安定対策の活用等により経営の安全性と安定性の向上を図る。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間の実現を目指します。

また、安全で快適な労働環境への改善を進めるほか、労働力補完制度や、法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入、年金・労働保険・社会保険への加入及び福利厚生の実施等、他産業並みの就

業条件の整備を図る。

2 農業経営の指標

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	りんご	220	(普)ふじ 40・(新)ふじ 40、ゴールド 40、スイート 40、秋映 30、リップ 30	1.0	1.5	5,300	11,400	(普)普通樹 (新)新わい化
2	りんご+もも	200	(新)ふじ 60・秋映 30、ゴールド 50、あかつき 30、川中島白桃 30	1.0	1.5	5,300	11,400	(新)新わい化
3	りんご+なし	200	(新)ふじ 60(新)ゴールド 50、スイート 20、幸水 30、南水 40	1.0	1.5	5,300	10,200	(普)普通樹 (新)新わい化
4	りんご+ぶどう	200	(新)ふじ 80(新)ゴールド 50、スイート 20、パープル 20、シャイン 20、巨峰 20	1.0	1.5	5,300	11,900	(新)新わい化
5	ぶどう	100	シャイン(露地)50、(加温)20、無核巨峰 20、パープル 10	1.0	1.5	5,300	10,300	
6	ぶどう+ブルーベリー+アスパラガス	130	シャイン 40、パープル 40、ブルーベリー 30、アスパラ 20	1.0	1.5	5,300	10,300	
7	ぶどう+アスパラガス	110	シャイン 50、パープル 50、アスパラ 10	1.0	1.5	5,300	10,600	
8	えのきたけ	—	えのきたけ 60 万本×5 回転	1.0	2.0	5,300	12,800	
9	ぶなしめじ	—	ぶなしめじ 20 万本×3 回転	1.0	2.0	5,300	9,200	
10	キク	120	キク(施設)80、(露地)40	2.0	1.0	5,300	12,700	
11	きゅうり	70	半促成 30、夏秋 40	1.0	1.5	5,300	9,500	

○ 生産方式及び経営改善のポイント

区分	方針
米	<ul style="list-style-type: none"> ・需給動向や消費者・実需者ニーズに沿って「コシヒカリ」を基軸としながら、良食味や高品質な県オリジナル品種「風さやか」などの生産を拡大 ・適正施肥の励行、胴割米・斑点米等の発生防止対策の徹底などによる良質米生産の推進 ・ICTの活用や省力化技術の導入、生産資材の見直しなどにより、徹底したコスト削減を推進
麦・大豆・そば	<ul style="list-style-type: none"> ・機能性や加工適性等に優れる県オリジナル品種の生産拡大 ・主産地において2年3作の栽培体系などの推進により本作化を進め、競争力を向上 ・適期作業の徹底や排水対策など基本技術の励行による安定生産と品質の向上
りんご	<ul style="list-style-type: none"> ・省力で収益性の高い高密植栽培・新しい化栽培への加速的な転換 ・シナノリップ等実需者評価の高い県オリジナル品種の導入及び長期リレー出荷体制を強化 ・気象変動に対応するかん水施設や多目的ネット等の普及 ・りんごフェザー苗について県内業者や産地自らが計画的に生産・供給できる体制整備を構築
ぶどう	<ul style="list-style-type: none"> ・実需者評価の高い「シャインマスカット」、「ナガノパープル」、「クイーンルージュ®」等県オリジナル品種等の生産を拡大 ・省力化、規模拡大に向けた平行整枝短梢せん定栽培の加速的な導入 ・高糖度等高い品質安定化と高位平準化を推進 ・気象変動に対応する雨除け・かん水施設を普及 ・需要に応じた長期出荷や輸出拡大を図るために冷蔵施設の導入を推進
なし	<ul style="list-style-type: none"> ・県オリジナル品種等への転換 ・樹体ジョイント栽培等省力化が図られる栽培技術の普及 ・優良園地の集積による生産性の向上
もも	<ul style="list-style-type: none"> ・高糖度な品種への転換と面積拡大 ・改植による樹園地の若返りを推進 ・疎植低樹高仕立て栽培の推進
アスパラガス	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期管理のアウトソーシング等による適切な管理を推進 ・施設化による病害対応と多収穫を推進 ・一年養成苗等の活用による短期成園化を推進 ・新規栽培者の確保・育成
きゅうり	<ul style="list-style-type: none"> ・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進 ・夏秋型作型の生産安定による単収の向上 ・新規栽培者の確保・育成
えのきだけ	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ経営体の経営管理力の強化 ・生産量に見合った雇用労働力の調整を推進 ・LED照明等による生産コストの一層の削減 ・異物混入の防止対策の徹底
ぶなしめじ	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ経営体の経営管理力の強化 ・LED照明や高生産性培地の導入等による生産コストの一層の削減 ・異物混入の防止対策の徹底

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき

農業経営の基本的指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの県内の青年等就農計画の認定実績等を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進める。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図る。また、栽培技術の向上等による生産性の向上をはじめ、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進する。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの年間総労働時間（2,000 時間）の実現を目指す。また、農業法人等に就業しようとする青年等の場合、就業時の農業従事日数は年間 150 日以上を目指し、法人等就業 5 年以内にその農業法人等の業務の一定部分を担うこととする。

2 農業経営の指標（新規就農）

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	りんご専作	100	シナリップ [°] 30、シナスイト20、ふじ 50	1.0	1.0	2,600	2,900	新わい化
2	ぶどう専作	60	無核巨峰 20、ナガノ [°] ブル 10a、シャインマスカット 30	1.0	1.0	2,500	3,200	
3	りんご+ぶどう	60	シナスイト 10、ふじ 30、無核巨峰 10、ナガノ [°] ブル 5a、シャインマスカット 5a	1.0	1.0	2,500	2,900	りんごは新わい化
4	りんご+もも	80	シナスイト 20、ふじ 40、あかつき 10、川中島白桃 10	1.0	1.0	2,500	3,780	りんごは新わい化
5	ぶどう+アスパラガス	60	無核巨峰 20、シャインマスカット 20、アスパラガス(半促成)20	1.0	1.0	2,500	3,260	アスパラは5月中で収穫を切り上げる
6	りんご+ミニトマト	80	つがる 15、シナスイト 30、ふじ 30、ミニトマト 5	1.0	1.0	2,500	3,030	りんごは新わい化
7	野菜複合	30	トマト(雨よけ)20、キュウリ(夏秋)10	1.0	1.0	2,500	3,500	

<p>新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向</p>	<p>新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により、各機関が連携して支援を実施するように努める。</p> <p>1、施設・機械投資の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等の確保に努める。 ・施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用の低減を図る。 ・新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から盛園地が借用できるように努める。 ・中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努める。 ・融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入にならないよう配慮する。 <p>2、経営管理及び生産方式</p> <p>経営管理及び生産方式は、第2の2に準じ、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう関係機関と連携する。</p>
--------------------------------	--

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に

関する事業

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

須坂市内の農地及び農業生産力を将来にわたって維持していくため、生産方式の高度化や、経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業農村支援センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備を行う。また、須坂市は、須坂市農業サポートセンターを運営し、非農家からの労働力確保に努めているが、今後は、農家への理解を深めるためにも本制度の充実を図る。

人材の育成は、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

2 須坂市が主体的に行う取組

須坂市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業農村支援センターや農業協同組合などの関係機関とも連携して就農相談や就農体験等を実施しながら市内外からの新規就農者の誘致に取り組む。

就農等希望者に対しては、補助事業等の情報提供、必要となる農用地等のあっせん・確保、また農業技術・農業経営に要する知識習得も図れるよう、関係機関とも連携して就農に向けてのサポートを行う。

就農後の定着に向けては、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談対応などの、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。市が主体となって、農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組等と連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを実施できる体制を構築していく。

また、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や、また県や市独自による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着と経営発展できるようなフォローアップを行う。

新規就農者等へは、市農業委員会や農業農村支援センターや農業協同組合等とも連携し、独立後も安心して就農継続できるよう農地の確保や栽培技術のスキルアップや販路開拓等々、相談内容に応じてフォローアップや支援等を行う。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

須坂市は、農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

(1) 市

ア 産業振興部 農林課

市内で新たに就農を希望する者に対しての情報提供と就農相談を実施する。

認定新規就農者に該当する者に対しては補助制度の紹介、青年等就農計画の作成支援を行う。国や県、市独自の助成事業を希望する者に対しては事業の流れを説明し、助成事業を実施する。

イ 須坂市農業委員会

市内で新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

(2) 農業農村支援センター

新たに就農しようとする青年等に対する相談及び就農計画の作成に関する指導、青年農業者等に対する技術・経営等に関する指導及び情報提供並びに青年等の自主的な組織活動に対する支援等を行う。

(3) 農業協同組合

生産流通等に関する総合的な機能を発揮し、青年農業者等の営農に係る総合的な支援を行うとともに、農業制度資金の貸付窓口の役割を果たす。

(4) 農業担い手育成基金

新たに就農しようとする青年等に対する情報提供と就農相談、基金独自の支援事業として、就農希望者や青年農業者等への助成事業を実施する。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

須坂市は、ホームページでの情報発信に加え、市内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、長野県が運営する就農支援ポータルサイト「デジタル農活信州」を通じて、就農等希望者へ情報発信を行う。

また、農業協同組合や農業農村支援センターとも連携し、対面やオンラインによる就農相談会の開催、就農体の受け入れ等を実施する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の

利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、次に掲げるとおりです。なお、目標年次は令和10年とし、集積面積には基幹的農作業（水稲については耕起・代かき、田植え、収穫、その他作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含みます。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標		備 考
須坂地域	60%	果樹地帯
豊洲地域		果樹水田地帯
日野地域		果樹水田地帯
井上地域		果樹水田地帯
高甫地域		果樹地帯
東 地域	35%	中山間地
市全体	45%	

農用地の集積にあたっては、地域計画の取組みにより地域の特性に応じた将来方針を明確化し、農地中間管理事業の活用等により推進を図るものとします。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

須坂市の平坦部においては、果樹を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農用地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化が図られず、担い手の規模拡大が停滞している。

また、山間部では、地形・土壌・気象等の条件により土地利用型農業が図られていない。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地がでてくることが予想される。

このため、地域計画の策定により、担い手経営体（中心経営体）への農地集積・集約を促進する。その際、農地中間管理事業を積極的かつ有効に活用するものとする。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

① 果樹地帯（須坂地区のうち日滝地区・高甫地区）

集团的農用地は果樹栽培に利用されており、一定の規模で果樹生産の集約化が図られているが、農業従事者は高齢化している。また、果樹栽培は年間を通して手間がかかることから、今後の認定農業者等に対する農地利用集積の推進にあたっては、農地中間管理事業等により公的な保管理体制の整備を確立し、具体的には今後の認定農業者等への農地利用集積が推進されるべき農地の所在や、利用の現状、農地の

出し手の貸付けの意志の把握といった情報を一元的に整備し、これら農地の出し手と受け手である認定農業者等の双方の賃貸等に係る労力を抑制することで担い手の実情に合わせた規模拡大を推進することとする。

② 果樹水田地帯（豊洲地区・日野地区・井上地区）

集团的農用地は果樹栽培と水稲栽培に利用されており、果実集出荷施設・防霜ファン等の生産近代化施設を有していることから、今後も果樹を基本とした農業の展開を図っていくこととし、この利点を生かした農地の利用集積を推進するが、水稲の生産地域としての特性も持ち合わせていることから、水田に関しては団地規模での営農を推進するため、生産組織づくり等の検討とこれに対する農地の利用集積の推進を検討していくこととする。

③ 中山間地（東地区）

集团的農用地であっても平坦部に比べると生産条件が不利であること、加えて担い手の不足、サル、イノシシといった鳥獣害の増大により、土地利用型農業の導入が難しい中山間地においては、中山間地域直接支払事業を活用し、集落協定参加者のうち地域の核となる認定農業者等の育成を推進することとし、併せて集落単位での営農の検討とこれを構成する者への農地の利用集積の推進を検討していくこととする。

（3）関係団体等との連絡体制

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体が有する農地の情報の共有化に努めるとともに、関係機関・団体相互の連携と役割分担の下、地域の農用地の利用集積の対象者を明確化し、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえて、農地利用集積の取組を促進する。

その際、市は関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の関係者の合意形成を図りつつ、毎年度の利用集積の状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

須坂市は、農業の地域特性、即ち、ぶどう・りんご等の果樹を基幹とした複合経営を中心とした多様な農業生産の展開などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

須坂市は、農業経営基盤強化を促進する措置として、次に掲げる事業を行う。

- 1 法第18条第1項の協議の場の設置、第19条第1項に規定する地域計画の策定その他第4条第3項第1号に掲げる事業
- 2 農地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事業
- 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施に関する事業

- 4 利用権設定等促進事業に関する事業
- 5 農地中間管理事業の実施の促進に関する事業
- 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

(1) 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置

ア 協議の場の開催時期及び情報提供の方法

協議の場の設置にあたっては幅広い農業者の参画を図るため、地域計画を策定する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとする。

開催にあたっては、地区回覧や須坂市ホームページ等に加え、関係機関による周知を図る。

イ 参加者

協議の場への参加者は農業者、農業委員会、農業協同組合、農業農村支援センター、土地改良区、須坂市及びその他関係者とする。

ウ 協議すべき事項

協議の場においては、当該区域の実情を踏まえて次に掲げる事項を協議するものとする。

- ・ 当該地区における農業の将来の在り方
- ・ 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- ・ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

なお、須坂市は、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう、調整を行う。

エ 相談窓口の設置

協議の場への参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を、須坂市農林課に設置する。

(2) 法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農業地等の区域の判断基準は、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域をもとに、農業振興地域内の農用地が含まれるように設定することとする。

(3) その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業

須坂市は、地域計画策定にあたって、農業委員会、農業協同組合、農業農村支援センター、土地改良区、その他の関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで適切な進捗管理を行う。

また策定後は、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか、進捗管理を毎年実施するものとする。

2 農地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

須坂市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、第1の4(3)の区域(1～数集落)とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規程する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規程する要件を備えるものは、経営基盤強化促進法基本要綱(平成24年5月31日付24経営第564号農林水産省経営局長超通知。以下「基本要綱」という。)参考様式第6-1号の認定申請書を須坂市に提出して、農用地利用規定について須坂市の認定を受けることができる。

② 須坂市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 須坂市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を須坂市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8号に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規程により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 須坂市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次の掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その

農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 須坂市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

須坂市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（（公財）長野県農業開発公社）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一丸となって総合的・重点的に支援・協力が行われるように努める。

３ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

須坂市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進

カ 農業委員会、農業協同組合等が関係機関及び委任農家の代表関係者が協議して、農作業の受託に伴う労賃機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準が設定されるよう考慮する。

４ 利用権設定等促進事業に関する事項

利用権設定等促進事業については、法改正により、中間管理事業との統合が進められることになった。須坂市及び農地中間管理機構は円滑な統合に向け調整を進めるとともに、須坂市は統合までの移行期間中は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則及び以下の項目に沿って、適切な運用を図る。

（１）利用権の設定を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後においてそなえるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧基盤強化法」という。）第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の用に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 須坂市長への確約書の提出や須坂市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

③ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつこれら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

④ ①から③に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件、並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 須坂市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農業中間管理機構を除く。）から、基本要綱様式第7号による開発事業計画を提出させる。

② 須坂市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 須坂市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 須坂市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の残存期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 須坂市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を、受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、須坂市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 須坂市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付け地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 須坂市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 須坂市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、須坂市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 須坂市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のイに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借権による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持ち分を含む。)その支払い(持ち分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた場合において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件

- イ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされない時の損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

須坂市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

須坂市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を須坂市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

須坂市が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等をうけた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けたものは、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

須坂市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取り消し等

① 須坂市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経

営を行っていないと認められる時。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

② 須坂市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 須坂市は、②の規定による取消をしたときは、農用地利用計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積のうち当該取消しに係る部分を須坂市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 須坂市が③による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 須坂市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあつせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。須坂市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、(公財)長野県農業開発公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

5 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

① 須坂市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う(公財)長野県農業開発公社と連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

② 市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地保有合理化事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農用地の利用度の向上

須坂市は、遊休農地の解消を図るため、農業協同組合、農地中間管理機構、その他、農業に係る団体と協力して農用地の利用度の向上を推進するものとする。

(2) 関連施策の推進

須坂市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

須坂市は、市、農業委員会、農村農業支援センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、研究・検討を行うものとします。

効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、須坂市はこのような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、平成7年2月2日から施行する。
2. 平成14年11月8日 一部改正
3. 平成18年 5月1日 一部改正
4. 平成19年 5月1日 一部改正
5. 平成21年 6月10日 一部改正
6. 平成22年 6月9日 一部改正
7. 平成26年 9月30日 一部改正
8. 令和2年 9月3日 一部改正
9. 令和5年 9月28日 一部改正

別紙1（第5の4の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧基盤強化法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

- ・ ・ ・ 旧基盤強化法第18条第3項第2号イに掲げる事項
- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・ ・ ・ その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・ ・ ・ その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・ ・ ・ その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・ ・ ・ その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の4（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上利用を目的とする賃貸権又は使用賃貸による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借 貸 の 算 定 基 準	③ 借 貸 の 支 払 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
<p>1、存続期間は3年以上50年以下とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年以上50年以下とすることが相当でない場合等特別な事情があると認められる場合には、この範囲を下回る存続期間とすることができる。</p> <p>2、利用権の移転を行う場合、存続期間は、移転される利用権の存続期間とする。</p> <p>3、農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が該当利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において</p>	<p>1、農地においては、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実情を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件などを勘案して算定する。</p> <p>2、採草放牧地においては、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に批准して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3、開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの</p>	<p>1、借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に払うものとする。</p> <p>2、1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所地に持参して支払うものとする。</p> <p>3、借賃を金銭以外の物で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>	<p>1、農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良に費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2、農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該</p>

<p>解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4、借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの で定められる借賃の換算方法については、「農地法等の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産省事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>		<p>農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価格について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき、須坂市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
-------------------------------	---	--	--

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃貸権又は使用賃貸による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>Iの①に同じ</p>	<p>1、混牧林地においては、その混牧林地の近隣の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2、農業用施設用地においては、その農業用施設用地の近隣の農業用施設用地の借賃の額に批准して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の農地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3、開発して農用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	<p>Iの③に同じ</p>	<p>Iの④に同じ</p>

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利を設定する場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 借貸の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1、作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2、1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業用資材費、農業機械費の償却費、事務管理費などのほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借貸」とあるのは「損益」と、「貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ

Ⅳ 所有権移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる場合を除く。）その価格に批准して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払う。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>